

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 16 | 私立高等学校の就学支援金の支給に関する事務及びその他関連事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、私立高等学校の就学支援金の支給に関する事務及びその他関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

長野県が情報システムに関する基本を示すために定めた「長野県情報セキュリティポリシー」に基づき、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を講じている。

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和4年8月2日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------|---|
| ①事務の名称 | 私立高等学校の就学支援金の支給に関する事務及びその他関連事務 |
| ②事務の概要 | <p>○高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。</p> <p>1 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>2 収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>①高等学校等に入学したとき、就学支援金の支給を受けようとする者から提出される受給資格認定申請書等を高等学校等を通じて受け付け、情報提供ネットワークを通じて保護者等の地方税関係情報等を取得し、就学支援金の受給資格等について審査・確認をする。また、毎年度最新の課税額が確定したとき、収入状況届出書等を就学支援金の受給権者から受け付ける。</p> <p>② ①により決定した内容について、高等学校等を通じて、対象者に受給資格認定通知(入学者・転学者等のみ)及び支給額の通知を送付する。</p> <p>③ 支給を決定した対象者に、高等学校等を通じて支援金を支給する。</p> <p>④ 対象者が退学・転学等した場合は、高等学校等から提出される受給事由消滅者一覧に基づき審査の上、高等学校等を通じて受給資格消滅通知を送付する。また、対象者が休学・復学等した場合は、対象者から提出される支給停止・再開申出書を高等学校等を通じて受け付け、内容を審査し、高等学校等を通じて支給停止・再開通知を送付する。</p> <p>○長野県私立高等学校等奨学給付金支給要綱による奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。</p> <p>1 高等学校等からの補助申請の受理、その申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>① 対象者から提出される申請書等を受け付け、内容を審査し、受給資格の認定及び支給額を決定する。</p> <p>② ①により決定した内容について、対象者に支給(不支給)決定通知書を送付する。</p> <p>③ 支給を決定した対象者に給付金を支給する。</p> <p>○私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付要綱による授業料軽減補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。</p> <p>1 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>① 就学支援金又は学び直し支援金の支給対象者の内、授業料等軽減事業補助金対象者に対して上乗せ補助を行った高等学校等から提出される申請書等を受け付け、内容を審査し、補助金の交付決定及び通知を行う。</p> <p>② 交付決定した高等学校等に対して、補助金を交付する。</p> <p>③ 高等学校等から提出された変更交付申請及び実績報告書を審査し、変更交付決定及び額の確定を行い、通知する。</p> <p>○私立高等学校等学び直し支援金交付要綱による学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。具体的な内容は以下のとおり。</p> <p>1 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (就学支援金の支給に関する事務と同じ)</p> |
| ③システムの名称 | 高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 私立高等学校就学支援金等受給情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の項番91</p> <p>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条</p> <p>○個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条第1項及び2項 別表第1の項番1、2及び3 別表第2の項番1、2及び3</p> |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|--------------------------|---|
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ○番号法第19条第7号 別表第二の項番113 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 長野県県民文化部私学振興課 |
| ②所属長の役職名 | 私学振興課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地方事務所行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 長野県県民文化部私学振興課 TEL:026-235-7058(直通) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年5月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年5月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|--|---|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------|--|--|------|--|
| 平成29年4月1日 | II-1.2 いつの時点の計数か | 平成27年7月31日 | 平成28年5月1日 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年4月1日 | I-5 ①部署 | 長野県県民文化部私学・高等教育課 | 長野県県民文化部私学振興課 | 事後 | 平成30年4月1日の組織改正に伴う変更のため。 |
| 平成30年4月1日 | I-5 ②所属長 | 私学・高等教育課長 青木 淳 | 私学振興課長 布山 澄 | 事後 | 平成30年4月1日の組織改正に伴う変更のため。 |
| 平成30年4月1日 | I-8 連絡先 | 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 長野県県民文化部私学・高等教育課私学係 TEL:026-235-7058(直通) | 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 長野県県民文化部私学振興課 TEL:026-235-7058(直通) | 事後 | 平成30年4月1日の組織改正に伴う変更のため。 |
| 平成30年4月1日 | II-1.2 いつの時点の計数か | 平成28年5月1日 | 平成29年5月1日 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 平成31年4月1日 | I-1 ③システムの名称 | (未整備) | 高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム | 事後 | 該当システムの使用開始によるもの。 |
| 平成31年4月1日 | IV リスク対策 | (項目なし) | (新規記入) | 事後 | 知事が実施する特定個人情報保護評価実施要領様式の改正に伴うもの。 |
| 平成31年4月1日 | II-1.2 いつの時点の計数か | 平成29年5月1日 | 平成30年5月1日 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 平成31年4月1日 | I-5 ②所属長 | 私学振興課長 布山 澄 | 私学振興課長 | 事後 | 様式変更による変更のため |
| 令和2年4月1日 | II-1.2 いつの時点の計数か | 平成30年5月1日 | 令和1年5月1日 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和3年4月1日 | II-1.3 いつの時点の計数か | 令和1年5月2日 | 令和2年5月2日 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和3年4月1日 | I-4 法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | 令和3年5月19日の改正に伴う変更のため |
| 令和4年4月1日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ○高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。 1 支給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 1 収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ① 学校に入学した対象者から提出される支給資格認定申請書及び所得確認書類を、学校を通じて受け付け、内容を審査し、支給資格の認定及び支給額を決定する。また、在学生については、毎年度、改めて対象者から提出される収入状況届出書及び所得確認書類を、学校を通じて受け付け、内容を審査し、支給額を決定する。 ② ①により決定した内容について、学校を通じて、対象者に支給資格認定通知(入学者・転学者等のみ)及び支給額の通知を送付する。 ③ 支給を決定した対象者に、学校を通じて支援金を支給する。 ④ 対象者が退学・転学等した場合は、学校から提出される支給事由消滅者一覧に基づき審査の上、学校を通じて支給資格消滅通知を送付する。また、対象者が休学・復学等した場合は、対象者から提出される支給停止・再開申出書を学校を通じて受け付け、内容を審査し、学校を通じて支給停止・再開通知を送付する。 (略) | ○高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。 1 支給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ① 高等学校等に入学したとき、就学支援金の支給を受けようとする者から提出される支給資格認定申請書等を高等学校等を通じて受け付け、情報提供ネットワークを通じて保護者等の地方税関係情報等を取得し、就学支援金の支給資格等について審査・確認をする。また、毎年度最新の課税額が確定したとき、収入状況届出書等を就学支援金の受給権者から受け付ける。 ② ①により決定した内容について、高等学校等を通じて、対象者に支給資格認定通知(入学者・転学者等のみ)及び支給額の通知を送付する。 ③ 支給を決定した対象者に、高等学校等を通じて支援金を支給する。 ④ 対象者が退学・転学等した場合は、高等学校等から提出される支給事由消滅者一覧に基づき審査の上、高等学校等を通じて支給資格消滅通知を送付する。また、対象者が休学・復学等した場合は、対象者から提出される支給停止・再開申出書を高等学校等を通じて受け付け、内容を審査し、高等学校等を通じて支給停止・再開通知を送付する。 (略) | 事後 | 令和4年度から以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする |
| 令和4年4月1日 | II-1.3 いつの時点の計数か | 令和2年5月1日 | 令和3年5月1日 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |